

# 万 匠

特定非営利  
活動法人 静岡県伝統建築技術協会

事務局 静岡県静岡市登呂6丁目14番35号

〒422-8033 TEL・FAX (054) 282-1103

Eメール：bansyoukai@za.tnc.ne.jp

## 特定非営利活動法人 (NPO) 移行にあたって

理事長 塚本元二

近代の日本は時代の変遷が著しく、欧米思想一辺倒で、東洋の精神文化即ち日本の文化、伝統的由来からの良さが失われつつあります。これを憂いて昭和57年、先輩の神村清先生の熱意で「静岡県民族建築技術協会」を設立。通称「万匠会」の名のもとに、静岡県下建築業関係各職種の専門家の集うところとなり、県内に於ける民族建築等の調査と保存の研究及び、伝統技術の改善と普及並びに民俗建築等の保存、行政への協力、会員相互の連絡や研究発表会、或いは見学会を行うと共に、民俗建築等の設計施工に関する相互協力を行う等、また会の機関紙「万匠」は会員の結束や教養は素より、広く社会への啓蒙を担って参りました。これは一重に夫々の役職の方々の御尽力と、会員相互の御協力に依りその成果を挙げて参りましたが、社会の風潮は依然として西欧調に追従し、古来からの日本の伝統文化、芸術的建築が失われつつある現状を憂い、社会一般の意識の向上と社会的な貢献を期して、この度今迄の任意団体から特定非営利活動法人—静岡県伝統建築技術協会—に移行し、更に内容を充実して社会的にその地歩を固め、一層の会の発展を期そうとするものであります。

社会の営みは万事自然が基調であったが、文明は自然を無視し、科学が自然を克服するという思い上がりは現に地球規模の自然破壊に連なっており、斯の建築業会にも考えさせられるものがあります。

資源も気象も経済も総て子孫の継承するものであ

ります。そうした点木造の伝統建築は特に日本人の「宝」であり、家は三代に一度の普請で、資材は其の土地産のものを良しとし、気候風土に合わせた構造と間取りを原則とし、特に用材については其の力を最大限に活かすことを良しとしてきました。これに比べ最近のハウスメーカーの宣伝に乗じられている現今の建築に2×4工法、或いはパネル工法、軽量鋼構造等外観に引かされ惑わされて居るものが非常に多いと思われる。2×4工法については、昭和3年(1928)に日本で発行した雛形に「パルーンコンストラクション」の名称で日本に入って来て居るが、日本に於ては幾つかの理由で不向きのため普及しなかったのが現実であり、また大東亜戦争に於て戦場で仮設された例はありますが、日本の木造在来工法とは根本的な違いがあり、当然其の比ではありません。日本の在来工法、伝統技法等は永い伝統に依り培われた文化的総合芸術であり、耐久性や製作或は使用上からも極めて経済的であり、居住性が高く日本精神の依り処であることを感じ、永く保存されなくてはならない。

こうした中で、今回の法人化に依る意義を認識され、木造建築の文化を守るため民家、社寺、数寄屋を始めこれらに付属する庭園や、林業に係る一切の日本伝統建築の愛護、啓蒙のため更なる活躍を期待すると共に、会の隆盛と会員の一層の健康と発展を御祈念致します。



楽寿館遠景 (撮影・田畑みなお)



楽寿館楽寿の間 (撮影・田畑みなお)

# 「NPO万匠会」活動の意義と期待

顧問 建部 恭宣

## 静岡県内歴史的建造物の概要

静岡県内の国指定建造物は、全体で84件を数える。その中で、静岡市内の久能山東照宮に13件、静岡浅間神社には25件もの指定物件があり、県内全体の45%に相当する建造物がこれら2社に集中している。国指定物件は全てが重要文化財で、国宝に指定されているものは残念ながら1棟も無い。県指定は総数64件を数え、市町村指定は210件を越える。これらの建造物指定物件以外にも、国・県・市町村指定史跡内に建つ建造物は17件ある。また、平成15年3月末時点で、県内所在の国登録文化財は89件を数える。これらの指定物件の所在地を示した(図1)。

一方、静岡県教育委員会では、平成10・11年度の2ヶ年で近代化遺産(建造物等)総合調査を、続く12・13年度の2ヶ年は近代和風建築総合調査を行なった。近代化遺産の調査では、6人の委員からなる調査委員会が組織された。この調査は建築のみならず土木遺産も対象とするので、両分野から多くの調査員を動員して調査が行なわれ、本協会の会員4人が調査員として参画している。これに対して近代和

風建築の調査では組織を絞り込み、3人の委員に10人の調査員を加えて、集中的な調査を行なった。調査員の内、本協会会員は7人を占めている。4年間に亘る近代建築調査の成果は2冊の報告書として刊行され、現在でも静岡県文化財保存協会で購入することができる。近代化遺産調査では、総論5編、概要11編、各論は179件について詳述されている。また巻末には、各論には採り上げなかった256件を概説した。近代和風建築調査では、3編の総論、12編の概要、更に83件の各論を収録した。特に概要編では、近代和風建築を考える上で重要な指標となる、構造・材料・意匠・技術技法・装飾・設備の6項目について、県内の和風建築を総合的な観点から分析した。巻末には、各論では採り上げなかった40件を概説すると共に、先の近代化遺産調査で漏れた3件について詳述し、併せてリストも加えた補遺を加えている。4年連続の調査であった故に、補遺を速やかに付け加えることができたもので、充実度を少しでも高めたと考えられる。

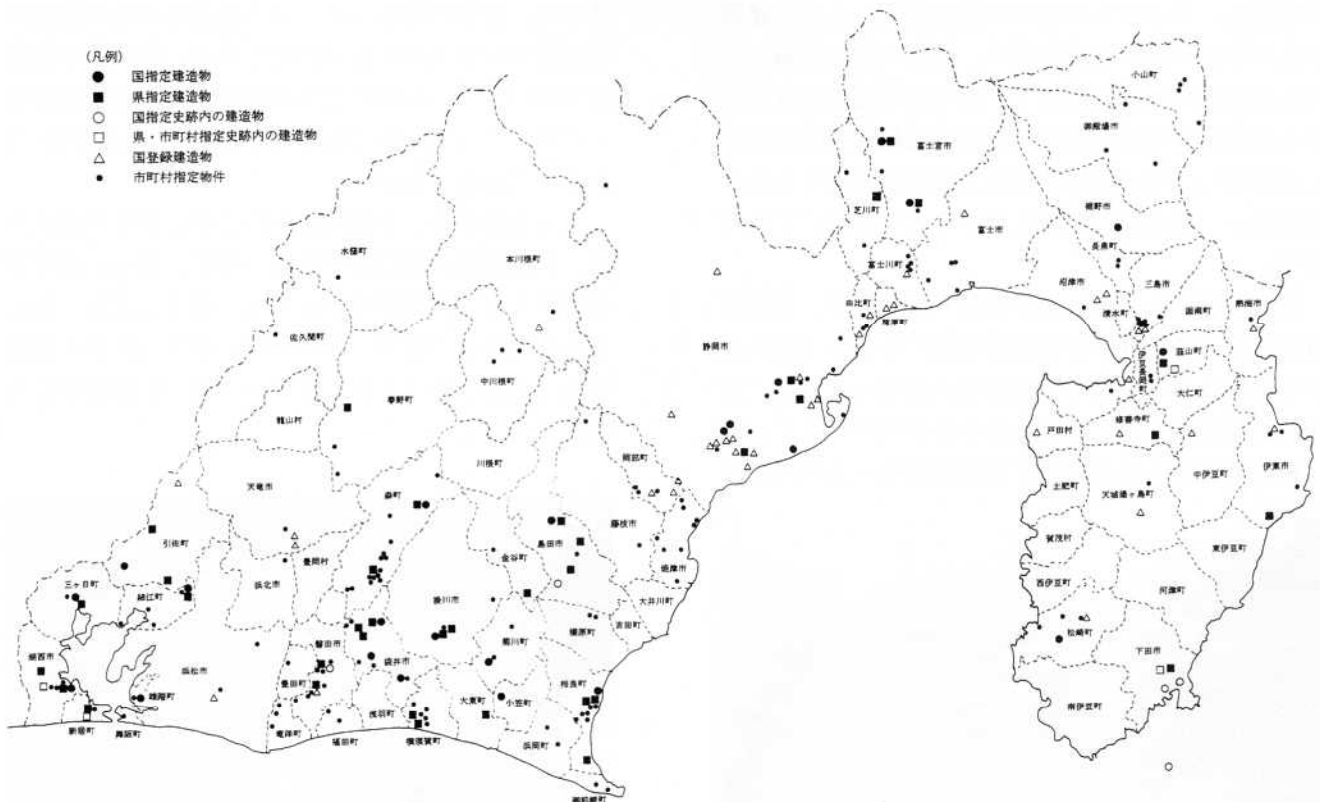


図1 指定建造物所在地図

## 修理・保存

上記の指定物件や調査対象となった建造物の他にも、長い歴史を有する多くの建物が我々の周辺に建っている。それらは創建から年月を経て、修理の必要や存続そのものなどの諸問題が生じてきているものもある。指定物件だけでなく未指定の建造物においても、修理の機会は100年・200年という長い期間を隔てて巡ってきたチャンスである。

修理はその方法によって、全解体修理、柱や梁など主な構造体を残して屋根・壁などを解体する半解体修理、そして部分修理の三種類がある。それぞれで期間や経費が異なるので、建物の傷み具合を正確に把握して計画を立てなければならず、事前調査が必要となる。特に全解体修理の場合は、一時期地上に建物がなくなるわけであるから、併せて地下遺構の確認調査をする絶好の機会でもある。

文化財に指定されている建造物の修理では、詳しい調査を行ない、可能な限り建立当初の姿を復原するが、傷んだ部材を取り替える時は、明らかに後補の材と判るもの以外は旧の材種を変えない、という原則が守られる。それにより、当時とはどのような状態であったか知ることができる。歴史的建造物では、現代建築には殆ど使われない材料、例えば屋根材として檜の樹皮が用いられ柔らかな雰囲気醸している。しかし、樹皮を立ち木の檜から短く職人が高齢化すると共に激減しており、深刻な問題である。修理には、技能者とともに材料やそれを調達する職人の確保が不可欠である。

大工以外にも左官・彫師・塗師など、多くの職種が修理に携わっている。修理を通して先人達の築いた技術を学ぶことが可能で、さらに次代へと伝達することができる。また修理に際しては、特殊な道具や工法も必要になる。15世紀以前の我が国では、木製の台に刃を装着した現在のような台鉋は未だ発明されておらず、表面加工には檜鉋と呼ばれる檜の刃を薄くして木を削るように作られた道具が用いられていた。中世の建物を修理する時には、檜鉋で仕上げるのである。そのような道具を鍛冶屋が作り、それを駆使する技術を大工が考え、古い加工技術を復原することになる。

県内の国指定文化財建造物を修理する際は、東京に本部のある(財)文化財建造物保存技術協会が全ての調査・設計・監理を行なっている。文化庁の方針により、国指定建造物の修理に関しては、必要な研修を受けて認定された主任技術者でなければ携わることができない、となっているので、やむを得な

いことである。

県指定や市町村指定、さらに登録文化財の建造物は400件近くになり、これらの中には修理を必要とする建物が散見されるので、近い将来には着手しなければならなくなるだろう。例えば、未指定の歴史的建造物であっても、指定物件に準拠した方法に則って修理を実施することにより、その後50年・100年・200年というスパンで、大規模修理の必要性は無くなる。さらに、きちんと調査を行なってそれに基づいた工事報告書を作成刊行すると、市町村の文化財としても指定してもらい易くなるであろう。指定物件が増えることによって、豊富な建築文化を後世に受け渡すことができるのである。

県及び市町村指定の建造物の修理については、県内の技術者・技能者によって実施すべきであると、常々考えていた。ではその時、誰が事前調査を行ない、修理計画を立て、実施に当たって調査・監理指導し、最終的に報告書を作成するのか。県内を見渡しても、残念ながらそのような技術者は殆どいないのが現状と考えられる。また、どこの工務店が仕事を請け負えるのか。さらに実施工事はどの職人が担当するのか。調査をしながらの修理は、一般的な工事とは異なり、手間が掛かり、進捗状況は遅々として進まず緩やかである。このような方法を経験したり慣れているという会社や職人は、果たして県内にどれ程存在するのだろうか。調査にせよ、施工にせよ、これから時間をかけて徐々に習熟してもらえないのである。

## 養成・継承

伝統的な建築に関する修理技術者だけでなく、各分野における職人不足も深刻な問題となっており、随分前から若い職人の養成が叫ばれている。しかし、一人前になるには相当な時間を要し、仕事は目立たず地味で、収入も他に較べていいというわけでもない。なり手は決して多くなく、対策は容易ではない。

その意味からも、本協会に課せられた問題は大きいと言わねばならない。ひとり会員に限らず、広く伝統建築に興味を抱く人々を対象にした、建造物の調査や修復技術に関する研修会・講習を実施すべきである。これを継続して行けば、必ず県内にも修復技術者が増えていくであろう。併せて、修理に携わる技能者の養成も行なわなければならない。大工職のみならず多くの職種が協力してはじめて、建物が建ち修理も可能となるのである。

幸いなことに、本協会には、大工技能の選定保存技術保持者である松浦昭次氏が名誉会員として関わっていただいている。松浦棟梁の保有する多くの知識や技能を、できるだけ大勢の人々に伝達していただきたいものである。さらに協会の会員の中にも、各職のベテランが大勢いるので、その人々が講師となって若い職人達へ伝達していかなければならないであろう。

他方では、折角の腕を持ちながらそれを振るう場面が少なくは、徐々に廃れていってしまうので、能力を発揮する場面、すなわち伝統建築の新造や修理工事の機会を増やさなければならない。仕事が無くては技術の継承はできないし、若い人々を養成することもできないのである。幸いなことに、行政側としては、NPO法人となった本協会に、調査やそれに続く修理企画の事業を委託しやすくなるのが実情と思われる。さらに、会員諸氏が協力して修理に参加することも当然生じてくるだろう。結果としては、技術の継承や若手の養成に繋がると、期待したいものである。

#### 予想される大規模地震

一方、周知のように、本県を含む東海地方では大規模地震の発生が予想されており、住宅をはじめとする各種建物の耐震化が進められている。歴史的建造物にあっても例外ではなく、地震に遭遇した場合の対処について、現実的な方法を検討しなくてはならないと考えられる。

先の阪神淡路大震災では、多数の歴史的建造物が大きな被害を蒙り、その殆んどは復旧されることなく葬り去られた。それらの建造物に関して、所在や特色その他の情報が把握されていなかった、という

状況のため、行政をはじめ技術者や研究者達の手が及ばないところで処分されてしまった苦い経験がある。

不幸にして大規模地震によって建物が全半壊した場合、焼失しない限りある程度の復旧が可能であることもまた知られるところである。前に「万匠」で報告したことがあるが、先の阪神淡路大震災で大きな被害を蒙った兵庫県西宮市の西宮神社では、被災後直ちに、倒壊した諸建物を極力復旧した。写真の建物は手水舎であるが、小屋組はしっかりと組まれており、柱が折損して倒壊したのであった。そこで柱や一部の材以外は再使用され、被災前の姿に復旧されたものである（写真1・2）。

ところが復旧に当たっては、部材そのものしか無い場合と、図面があるのとでは状況が異なってくるのは明白である。図面数は多ければ多いほど良いのは明らかであるが、せめて平面・立面・断面の各図があれば、復原作業に大きく役立つ。県や市町村指定の審議の際には、是非これらの図面提出を義務付けるべきと考えられる。また、ある程度予算措置を必要とするが、可能であれば遑って指定物件の図面作成を行ない、被災後の復旧についても視野に入れた施策を実行すべきではないだろうか。図面も整備されていない現状では、復旧作業もなかなか進展しないものと予測される。

各指定建造物以外にも、それらに準ずる歴史的建造物は、その何倍もの数が存在しているので、一旦大規模な地震が発生すると被害は膨大な量になるであろう。危険地域内やその近隣に建つ歴史的建造物の所有者・管理者は、以上のことを考慮して、予想される大規模地震に対応しなければならないと考えられる。



写真1 被災直後の手水舎



写真2 復旧後の手水舎

### 歴史的建造物のデータ整備と活用

現在、日本建築学会建築歴史・意匠委員会の中のある小委員会が中心となって、全国レベルで、歴史的建造物に関するデータを整備活用しようという活動が実行されつつある。

そこで、本協会も活動の一環として、県内の歴史的建造物に関する情報を収集してデータベースを作成し、その情報を所有者や管理者、さらに地域において歴史的建造物に関心を持つ技術者などに、配信する必要があるのではないかと考えられる。会員の協力によって平成6年度に実施された、「地場産木材の外壁材としての普及活用に関する調査」（調査報告書も刊行）で収集した情報を皮切りに、会員個人で調査や修理して得た情報などを集約するだけでも、相当な分量になるであろう。

本協会以外では、静岡県文化財保存協会や建築士会・建築家協会などの会員にも、歴史的建造物に興味を抱き様々な活動を行なっている人々がいる。このような県内在住の団体や個人にいかにかデータを配信して、それを活動の一端として活用してもらうことができるのか、総合的な連携を計る必要があると思われる。この意味からも、本協会は県内における発信源となり、中心的存在として活動してもらいたいものである。データベースの作成と配信は、大規模地震の復旧作業にも、大きく役立つことは必至である。

### NPO活動への期待

本協会は、7月に法人化されたばかりの新しいNPO法人であるが、前身の団体は昭和57年に発足し、20年の活動歴を有する由緒ある団体である。特筆すべきは、先ほどからも折に付け触れているが、会員は建築設計者・工務店関係者それに建築関連各職の技能者や周辺業者などで構成されていることである。したがってその特質を活かし、県内各地の歴史的建造物について現状調査や報告書作成、またそれらの実績を基にした修理工事などを行なうこともできる。

現在、貞永寺本堂（大東町・未指定）の全解体修理が行なわれており、本協会は調査事業を受託している。この建物の建立時代は天正年間と伝えられて

おり、当初はそのつもりで調査を開始したが、調査が進むにつれて江戸時代中期頃に大規模な改修を施したか、または建て替えられたのかもしれないという見方が強くなってきた。そこに至るまでは、各部分材の詳細な調査を積み重ね、それらを総合した広い範囲に互る可能性に基づき、慎重なストーリーを構築しなければならない。これには相当な根気が必要であり、かつ大胆な推理力も併せて要求される。このような素養を、多くの会員に修得してもらいたいものである。そのような会員が増えることによって、さらに様々な活動へと発展するであろう。



写真3 貞永寺本堂梁組

しかし残念なことは、本協会の会員構成も、日本における社会人口の成り立ちと同じく、次代を担う若手、特に20代・30代の会員が少ないことである。もちろん熟年層会員の充足も大切であるが、活動の活発化を目指すのであれば、それにも増して、若手会員の増加を図るべきであろう。そうすることで、調査や技術・技能の継承にも成果を上げることが可能となる。

建築文化の遺産を守り、その時々適切な修理を施して次代へ伝達することは、我々に課せられた義務であると考えられる。伝統的建造物の保存活用に関して、会員だけでなく一般の人々も深く理解してくれることを切に願うものである。その為には、社会へ向けた広い啓蒙活動を積極的に行ない、その結果として理解者や協賛を増やして底辺を広げることになり、NPO活動の意義と使命を果たすことになるのではないだろうか。

## 設立趣旨書

## ○趣旨

日本の建築は古くから、住居を初め心の拠り所である神社や寺院に至るまで、木造であった。気候風土を考え、自然に溶け込み、日本人の心と暮らしの中で育まれてきた木の文化の真髄である。しかしながら、明治以降の急速な社会変化に伴い、近代化・合理化のもとで飛躍的な発展を遂げてきた現代建築の中では、急速にその姿を失いつつある。

そこで建築の文化を守るため、民家・神社・書院・数寄屋建築及びそれらに付属する庭園などの調査研究と普及を図ると共に、伝統技術の継承発展に寄与し、伝統建築の再発見や保存に務めることを目的とした活動を行う。

さらに、日本の建築に係わる育林・製材業者や設計・施工者、建築主及び教育・研究機関、行政機関等、あらゆる分野の人々と交流研鑽を重ね、社会教育とまちづくりの推進、文化・芸術の振興、環境保全、その他伝統建築に係る幅広い助言・援助を通じ、広く公益に寄与するものとする。

## ○申請に至るまでの経過

前身の静岡県民俗建築技術協会は昭和57年6月に発足した。伝統建築に係る各種の業務に従事し、深い理解と愛情を持った者の集まりである。各種の日本建築の良さや美しさを、幅広く奥深く知り、それを現代建築に活かす。さらに、木材中心の日本建築を、それぞれ違った立場や職域の目で見つめ、意見を交換し合ってより良い建築の創造を心掛け、お互いの向上を目指した会である。

会の趣旨に賛同する様々な職種の人々が静岡県内各地から集まり、木を愛し、伝統建築を研究し、情報を交換し、互いに協力し合って活動してきた。毎年恒例の行事である総会と新年会では、会員の親睦と情報交換にとどまらず、県内各地の会員の作品や歴史的建造物の見学を実施した。また、知識や技術等の向上を図るため、全国の文化財建造物やその修理現場の見学、専門家による様々な講習会や勉強会を随時実施した。建築することのみでなく、地場産木材の普及活用に関する調査、県内の文化財建造物に準ずる建物の発掘や保護・保存に関する調査等も積極的に行ってきた。それらの活動を基盤として、機関誌『万匠』を過去46号分発行して、社会の啓蒙にも務めてきた。

このような経過の中、各専門分野で培われてきた技術や経験をふまえ、社会の要請に対応していく機

会を創ることは、今後の重要な課題である。伝統建築を見直し、木の文化を守り続けることは、木の建築に対する社会の要請に対しても極めて有意義なことである。

そこで静岡県民俗建築技術協会は、特定非営利活動法人静岡県伝統建築技術協会として再編成し、活動の範囲を広げると共に責任を明確にし、さらに社会貢献を図るものである。

平成15年3月

実績（前静岡県民俗建築技術協会から）

## ○調査協力

・地場産木材の外壁材としての普及活用に関する調査

平成6年4月～平成7年3月

実施者：天竜ウッドヴィレッジ協同組合

・静岡県近代化遺産（建造物等）総合調査

平成10・11年度

実施者：静岡県教育委員会

・静岡県近代和風建築総合調査

平成12・13年度

実施者：静岡県教育委員会

・静岡県内指定文化財建造物所有者診断判定に関する調査

平成14年度

実施者：静岡県教育委員会文化課

・大東町貞永寺大方丈保存修理工事に伴う調査

平成14年4月1日～実施中

依頼者：株式会社鴻池組

## ○委託業務

・楽寿館修繕計画調査委託

平成12年11月30日～平成13年3月16日

委託者：三島市長 小池政臣

・川越遺跡立合宿測量委託

平成14年7月29日～10月1日

委託者：島田市長 桜井勝郎

・県指定文化財静居寺開山堂保存修理事前調査

平成14年10月1日～平成15年3月10日

委託者：静居寺（島田市）

## 平成15年度事業計画

### ○調査研究

- ・金谷町指定文化財河村家住宅調査委託  
(金谷町教育委員会)
- ・貞永寺大方丈保存修理工事に伴う調査協力  
(株式会社鴻池組)

### ○普及啓蒙

- ・NPO設立記念講演会  
「松浦昭次氏に聞く日本の伝統建築」  
10月13日、静岡音楽館AOI、入場無料、  
後援：静岡県文化財保存協会、伊伝文化振興財団
- ・貞永寺解体修理工事現場見学(松浦昭次氏)
- ・法多山尊永寺西堂新築工事現場見学  
(松浦茂治会員他)

### ○情報発信

- ・会報「万匠」の発行  
第1号：NPO設立記念号(10月)  
第2号：活動内容と成果(2～3月)

### ○実施体制の整備

- ・定款の施行細則、倫理規定等の整備(理事会)
- ・運営組織の整備(理事会)  
専門分野別に各種の委員会を置き、具体的な活動の計画・実施に当たると共に、次年度以降の事業を考慮した企画検討を行う。
- ・会員のデータベース整備(事務局)  
会のホームページ作成準備

## 入 会 案 内

特定非営利活動法人 静岡県伝統建築技術協会  
(通称：NPO万匠会)  
〒422-8033 静岡県静岡市登呂6丁目14番35号  
(石川薫建築設計事務所内)

TEL・FAX 054-282-1103

Eメール：bansyoukai@za.tnc.ne.jp

URL：http://homepage2.nifty.com/khirano/  
bansyoukai/

### ○目的

この法人は、民家・神社・寺院・書院・数寄屋建築及びそれらに付属する庭園などの調査研究と普及を図ると共に、伝統技術の継承発展に寄与し、伝統建築の再発見や保存に務める事業を行い、もって社会教育とまちづくりの推進、文化・芸術の振興、環境保全等、広く公益に寄与することを目的とする。

### ○特定非営利活動の種類

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 環境の保全を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

### ○事業

- (1) 伝統建築の調査研究に関する事業
- (2) 伝統建築の普及啓蒙に関する事業
- (3) 伝統建築の技術継承発展に関する事業
- (4) 伝統建築の再発見・保存に関する事業
- (5) 伝統建築の情報発信に関する事業
- (6) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

### ○会員の種類

- (1) 正会員  
この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体で、法上の社員
- (2) 賛助会員  
この法人の目的に賛同し、事業を賛助するために入会した個人及び団体
- (3) 名誉会員  
この法人に功労のあったもの又は学識経験者

### ○入会の手続き

伝統建築に関心を持ち、この法人の目的に賛同する方は、入会申込書に必要事項を記入し、入会に必要な費用をお振込み下さい。なお、年会費は4月から翌年3月までの年会費となります。

- |          |      |         |
|----------|------|---------|
| (1) 正会員  | 入会金  | 5,000円  |
|          | 会費   | 10,000円 |
| (2) 賛助会員 | 入会金  | 5,000円  |
|          | 会費1口 | 10,000円 |

### ○振込先

静岡銀行 下島支店 普通0503231  
特定非営利活動法人静岡県伝統建築技術協会

## 特定非営利活動法人

## 静岡県伝統建築技術協会役員

理事長	塚本 元二	(有)塚本建築工業	会長
副理事長	矢部 忠司	矢部工務店	
同	鈴木 立志	鈴木建具木工所	
理事	吉本 均	(有)おて文字	
同	中谷 悟	中谷悟設計工房	
同	松塚 薫	矢部工務店	
同	久保山幸治	一級建築士	
同	石川 薫	石川薫建築設計事務所	
監事	高木 郁生	天竜プレカット事業(協)	
同	小川 直之	(有)小川組	
顧問	建部 恭宣	日本建築専門学校	
名誉会員	松浦 昭次	選定保存技術建造物 木工保持者 文化財木工技術保存会会長	
同	大石 治孝	建築家	



静居寺開山堂外観



静居寺開山堂内部

## ——災害から文化財を守る——

## 講演会に参加して 久保山 幸治

去る9月12日、財団法人伊豆屋伝八文化振興財団主催の文化講演会が東京文化財研究所の三浦定俊氏を講師に招き、「災害から文化財を守る」と題して静岡県地震防災センターにおいて開かれた。内容は博物館・美術館等における地震対策について、震災時の研究成果（館内展示の絵画、彫刻、工芸、考古資料及び収蔵庫内の被災状況等）であったため、聴衆の多くは学芸員をはじめ博物館関係者と見受けられた。1995年1月17日発生した阪神淡路大震災を契機に、これら展示物及び資料等をいかに地震災害から守るかが講議の大半であったが、これらを収蔵する建造物にも関連して学ぶべきものがあった。

大震災時仏像彫刻においては、足元の柄が長くしっかりと台座に差し込まれていたものは倒壊を免れたと伝えられる。木造建造物においてもあまり金物



川越遺跡立合宿現状

に頼らず、仕口及び継手等堅固に施工されていたものは倒壊には至らなかったのが現実である。

阪神淡路大震災において多くの歴史的建造物が失われたと同様に、イタリアでの地震においても教会の天井絵等はこれらが事前に詳細調査が行われていなかったために、修復に困難を極めたと伝えられる。何時起きても不思議ではないといわれる東海地震説が発表されて20数年、特に高度成長期に指定された市町村文化財建造物はその大半が実測図すらないのが現状と思われる。先人達の残した貴重な文化遺産を後世に確実に伝えていくためにも、早急に対応をとらねばならないと痛切に感じられた一日であった。

## ◆編集後記◆

柔和な陽光とともに秋たけなわとなりました。本年7月にNPO法人に移行した本会も昭和57年の会発足から21年が過ぎ、その間会の名称も静岡県民族建築技術協会、静岡県民俗建築技術協会、静岡県伝統建築技術協会と変遷を経てまいりましたが、会の機関紙は一貫して「万匠」を通してきました。スタッフも従前のメンバーで構成しております。以前にも増して充実した内容の会報を目指していきたいと思っております。御協力の程よろしくお願い致します。

—K—